



特集

救急救命士の 処置範囲拡大の実証研究 ～掛け替えのない命を救うために～



上尾市では年間9千件近く救急車の出動があり、現場に出動する救急救命士は34人います。11月1日～平成25年1月31日に救急救命士の処置範囲拡大への取り組みを実施します。

⇒消防本部警防課

(TEL) 775-1312・(FAX) 775-2230

救急救命士とは

救急車で駆けつける救急隊の中で厚生労働大臣の免許を受けて活動しているのが救急救命士です。心肺機能が停止している状態など重篤な病人やけが人に対して、救急車に搭載されている端末機によって医師の指示を受け、気道の確保や心拍の回復など高度な救急救命処置を施します。

救急救命士による処置の範囲が広がる実証研究が行われます

上尾市では、厚生労働省や消防庁からの助言などを得て、「救急救命士の処置範囲に係る実証研究」のモデル事業を行います。この事業は11月1日～平成25年1月31日の間、医療機関、医師会、消防本部などで構成される地域の救急医療の協議会（地域メディカルコントロール協議会）が主体になり実施するものです。期間中は医師の具体的な指示を受け、救急現場や救急車内などで救急救命士が行える処置の範囲が広げられます。

※傷病者が、今回拡大される救急救命士による処置を断ったとしても、

これまで通りの救急搬送がなされ、不利益になることはありません。

拡大される救急救命士の処置

①血糖測定と低血糖発作へのブドウ糖溶液の投与

低血糖発作による意識障害が疑われる傷病者に對して血糖測定を行い、低血糖の場合はブドウ糖溶液を投与します。

②心肺機能停止前の傷病者に対する輸液の実施

けがによる出血、吐血・下血などにより、血圧が低下して危険な状態にある心肺停止前の傷病者や、重量物の下敷き事故で心臓が停止する可能性のある傷病者に對して静脈路の確保や輸液を実施します。

以上2項目の実証研究を行う予定ですので、ご理解とご協力を願いします。



